

教保体第354号
平成25年6月7日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

体育活動及び運動部活動における事故防止の徹底について(通知)

体育活動及び運動部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、4月末、県西部の県立高等学校の運動部活動中、学校に隣接する道路において、ハンマー投げの練習をしたことにより、部員同士の重傷事故が発生いたしました。

このことについては、5月の県立高等学校長協会理事会で、別紙の通り指導をお願いしたところですが、このたび、県南部の県立高等学校において、上記同様、学校に隣接する道路で、メディシンボール（重さ4kg）を使用した練習をしたことにより、一般県民の方に大怪我を負わせる重大事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、体育活動及び運動部活動における安全対策及び指導体制等を再点検するとともに、下記事項について、指導の徹底をお願いします。

記

- 1 今後、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を、禁止とすること。
- 2 学校周回の道路を利用してランニング等を行う際には、通行中の方々に配慮するとともに、安全に十分留意すること。

担当 県教育局県立学校部保健体育課
学校体育担当 山田 健司
TEL 048-830-6947